

常務理事	業務課長	係員

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

1	整理番号(記入しないで下さい)	8001	—	
2	勤務していた時に使用していた被保険者証の記号及び番号		—	
3	申出者の生年月日	昭和・平成	年	月
4	申出者の氏名	(フリガナ)		⑩
		(氏)	(名)	
5	性別	男・女		
6	申出者の住所	郵便番号		
		(フリガナ)		
7	電話番号	(自宅)		(携帯)
8	被扶養者の有無	有・無	「有」を「○」で囲んだ場合は、下記の健康保険被扶養者届【資格取得時】を記入してください。	
9	勤務していた事業所名称等	事業所名称		
10		事業所所在地		
11		資格喪失年月日(退職日の翌日)	令和	年
12	保険料の納付方法	<p style="text-align: center;">保険料の納付方法について、次のいずれか一つに☑をつけてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> 毎月納付         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> 半年前納         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> 一年前納         </div> </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">※「半年前納」および「一年前納」を希望された場合、資格取得年月日(上記11欄欄の日)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。</p>		

※裏面もご覧ください。

## 健康保険 被扶養者届 【資格取得時】

※任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。

	13. 被扶養者の氏名	14. 被扶養者の生年月日	15. 性別	16. 職業	17. 年間収入	18. 同居別居の別		
被扶養者欄	(フリガナ)	昭和 平成 令和	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
	(フリガナ)	昭和 平成 令和	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
	(フリガナ)	昭和 平成 令和	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
	(フリガナ)	昭和 平成 令和	年	月	日	男・女	万円	同居・別居
19	配偶者が申出者の扶養とならないときは、その配偶者の年間収入を記入してください。			万円	受付日付印			

## 「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ <大切なお知らせ>

### 1. 任意継続被保険者になるためには

- ・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。
  - (1)退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
- ・資格取得申出書を提出される際には、以下の点について留意してください。
  - (1)退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出してください。

### 2. 任意継続の加入期間について

- ・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することとなります。
    - 《資格を喪失する場合》
      - (1)毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
      - (2)就職等により、健康保険等の被保険者等となった場合
      - (3)被保険者の方が亡くなられた場合
      - (4)被保険者の方が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入された場合
- ※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することはできません。

### 3. 任意継続の保険料額について

- ・任意継続の保険料額は、退職時の標準報酬月額と当健保組合の被保険者全員の標準報酬月額の平均(令和2年度は36万)を比べて低い方が基準となります。
- ・勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、全額任意継続被保険者の自己負担となります。
- ・任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。
  - 《保険料額が変更する場合》
    - (1)任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合(一般保険料+介護保険料)
    - (2)任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
    - (3)健康保険料率または介護保険料率に変更された場合
    - (4)群馬県自動車販売健康保険組合における標準報酬月額の平均額(令和2年度は36万)が変更された場合

### 4. 保険料の納付方法について

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付してください。》

#### ○ 納付書にて毎月納付していただく方法

- ・毎月初めに健康保険組合より納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。
- ・「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。必ず「納付期限」を確認してください。

《納付期限が10日にならない場合》

- (1)当該月の10日が土日・祝日の場合(納付期限は翌営業日)
- (2)初めて保険料を納付する場合(納付期限は保険者が指定した日)

※1 納付書が届かない場合または、紛失してしまった場合は、早急に健康保険組合までご連絡ください。

※2 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。

#### ○ 前納にて6ヵ月分または、12ヵ月分納付していただく方法

##### ① 6ヵ月前納を選択した場合

3月から8月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

##### ② 12ヵ月前納を選択した場合

資格取得した際に、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

※1 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。

※2 前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末となっておりますので、資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。詳しくは、健康保険組合までお尋ねください。